

天草市農地流動化奨励金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この交付要領は、天草市補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）第 2 条に基づき、同条別表の天草市農地流動化奨励金交付事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、農地の利用集積を促進し、農地の遊休化防止等農用地の有効利用を図ることを目的とする。

(交付要件)

第 2 条 奨励金の交付は、次に掲げる要件を満たす場合とする。

- (1) 市内の農地について、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 4 条第 4 項第 1 号の規定による利用権設定等促進事業、又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年 12 月 13 日法律第百一号)第 18 条第 6 項の規定により存続期間 5 年以上の賃借権を設定した賃借人であること。
- (2) 天草市内に住所を有する個人、又は天草市内に事務所を置く農地所有適格法人であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を交付しないものとする。

- (1) 同一世帯員間における賃借であるとき。
- (2) 利用権の設定の対象となる農用地等が独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 39 号。以下「平成 13 年農業者年金改正法」という。)附則第 8 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 13 年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法(昭和 45 年法律第 78 号)第 42 条第 1 項第 2 号に規定する処分対象農地等に該当する場合であって借り手が同号ロに該当するとき又は独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成 15 年政令第 343 号)第 2 条第 1 項第 1 号イに規定する処分対象農地等に該当する場合であって借り手が同号イ(2)に該当するとき。
- (3) 農地所有適格法人とその構成員(及び構成員になろうとする者)相互における賃借であるとき。
- (4) 同種の助成の対象となるとき。
- (5) 申請時まで市税を滞納しているとき。

(奨励金の額)

第 3 条 奨励金の額は、1 筆ごとの対象面積に、次の表に掲げる単価を乗じて得たそれぞれの金額を合計して得た額(その額に 100 円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

賃借権の設定期間	奨励金の単価 (10 アール当たり)
5 年以上	10,000 円

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、農地流動化奨励金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、第2条の交付要件について天草市農業委員会の意見を聴き、該当すると認めるときは、申請者に対し農地流動化奨励金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(奨励金の請求)

第6条 前条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、農地流動化奨励金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還等)

第7条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、第2条第1項第1号に規定する賃借権が設定された農地について、賃借人へ所有権移転が行なわれた場合、又はその原因が災害その他市長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 賃借権の5年未満の解約、移転又は転貸をしたとき。

(3) 契約期間中に農地の有効利用を図ることを怠ったとき。

2 前項の規定に該当した者は、直ちに農地流動化奨励金返還申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年5月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、天草市農地流動化奨励金交付要綱(平成18年3月27日告示第87号)並びに合併前の本渡市農地流動化奨励金交付規則(平成9年本渡市農業委員会規則第2号)、農地流動化に係る利用権設定に対する助成金交付要項(平成5年牛深市訓令第5号)、農地流動化に係る利用権設定に対する補助金交付規則(平成5年有明町規則第10号)、倉岳町農用地利用集積事業に対する補助金交付規則(平成9年倉岳町規則第8号)、栖本町農地流動化に係る利用権設定に対する補助金交付規則(平成10年栖本町規則第4号)、新和町農地流動化に係る利用権設定に対する補助金交付規則(平成10年新和町規則第9号)、天草町農地流動化に係る利用権設定への助成金交付規則(平成12年天草町規則第9号)又は河浦町農地流動化促進補助金交付要項(平成6年河浦町告示第55号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降に天草市農業委員会において農用地利用集積計画で公告されたものから適用し、同日前までに当該計画で公告されたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

農地流動化奨励金交付申請書

年 月 日

天草市長 様

(申請者) 住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 }
 氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 } ㊟

天草市農地流動化奨励金交付要領第 4 条の規定により下記のとおり申請します。

なお、他に同種の助成対象でないこと、並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

交付対象農地				契約内容		交付対象額 (円)	貸し手の氏名
所 在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	公 告 年 月 日	契約期間		
合 計	筆				—		—

第 号
年 月 日

様

天草市長

年度農地流動化奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度天草市農地流動化奨励金を下記のとおり交付することに決定しましたので、天草市農地流動化奨励金交付要領第5条の規定により通知します。

記

交付決定額 _____ 円

農地流動化奨励金交付請求書

年 月 日

天草市長 様

請求者
 (交付対象者) 氏名

住所 {

 法人にあつては、その主

 たる事務所の所在地

 法人にあつては、その名

 称及び代表者の氏名
 }

(印)

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた 年度天草市農地

 流動化奨励金について、天草市農地流動化奨励金交付要領第6条の規定により下記のとおり請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 口座振込先

金融機関名	銀行・農協	支店
	信用金庫・信用組合	出張所
	()	支所

預金種別 1 普通 2 当座

口座番号 _____

口座名義人 _____

農地流動化奨励金返還申出書

年 月 日

天草市長 様

返還申出者 住所 氏名

{ 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }
 (印)

私は、 年 月 日に天草市農地流動化奨励金として金 円の交付を受けましたが、天草市農地流動化奨励金交付要領第7条第1項第 号に該当することとなりましたので、同条第2項の規定に基づき返還を申し出ます。

返 還 に 係 る 土 地 及 び 返 還 額							
所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	返 還 額	交 付 年 度	貸 し 手 の 氏 名	
合 計	筆				—		